

青労発基 0715 第 3 号

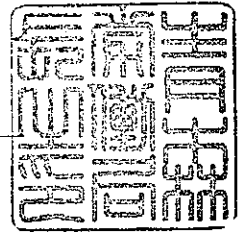
令和 7 年 7 月 15 日

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司 殿

青森労働局長

角井 伸



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、青森県最低賃金（昭和 55 年青森労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。